

19歳以上23歳未満の被扶養者認定時の 収入要件が150万円未満に変わります

令和7年度税制改正にて、厳しい人手不足の状況による就業調整対策の観点から特定扶養控除の要件見直し等が行われ、19歳以上23歳未満の方の年間収入について被扶養者認定要件が変更されます。

Q いつから適用ですか？

A 扶養認定日が令和7年10月1日以降の方から適用されます。

Q 年齢のみで判断するのですか？

A 被保険者の配偶者（事実婚含む）を除く19歳以上23歳未満の方です。

Q 年齢はどの時点で判断するのですか？

A 被扶養者認定が行われる年の12月31日時点の年齢で判断します。

ただし、民法の期間に関する規定が準用され、年齢は誕生日の前日に加算されるため、誕生日が1月1日の方は12月31日に一つ歳をとることに注意してください。

(図参照)



- 平成15年1月1日生まれの方は令和7年12月31日で23歳となるため、今回の年間収入要件変更には該当しませんので、令和7年10月1日以降の認定要件の年間収入は130万円未満です。
- 今回の19歳以上23歳未満の方の収入要件変更の取り扱いについて、現在のところ厚生労働省から終了日は示されていません。